

任期:平成30年3月31日まで

健康横浜21推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名
1	会長	渡邊 豊彦	横浜市医師会 常任理事
2	副会長	荒木田 美香子	国際医療福祉大学保健医療学部 教授
3	副会長	松谷 英司	横浜市食品衛生協会 副会長
4		遊馬 秀樹	(株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長
5		伊藤 保則	横浜市体育協会 常務理事 地域スポーツ・施設経営局長
6		内田 浩	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長
7		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長
8		岡部 昌訓	横浜南労働基準監督署 署長
9		古賀 敬之	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局長
10		小山 明美	JA横浜 生活文化部長
11		桜木 美津子	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
12		佐藤 泰輔	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長
13		高堂 正	横浜市薬剤師会 副会長
14		田中 伸一	横浜市保健活動推進委員会 会長
15		中沢 明紀	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長代行
16		七海 雷児	横浜市PTA連絡協議会
17		長谷川 利希子	神奈川県栄養士会 常任理事
18		堀元 隆司	横浜市歯科医師会 常務理事
19		前橋 寛	相鉄ローゼン(株)総務人事部マネージャー
20		渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長

事務局:健康福祉局

鯉 渕 信 也	健康福祉局長
豊 澤 隆 弘	健康福祉局保健所長
古 賀 伸 子	担当理事
藤 原 啓 子	健康安全全部担当部長
船 山 和 志	担当部長(保健事業課事業推進担当課長)
田 中 園 治	担当部長
横 森 喜 久 美	保健事業課健康づくり担当課長
石 井 淳	保健事業課長
栗 屋 し ら べ	保健事業課担当課長
栗 原 明 日 香	保健事業課担当係長
井 上 健 正	保健事業課担当係長
篠 井 明 日 香	保健事業課係員(保健師)
有 田 浩 史	保健事業課係員(栄養士)

平成29年度 第2期健康横浜21関係課長会議 名簿

	補 職	氏 名
1	都筑区 福祉保健課長	小西 祐子
2	保土ヶ谷区 健康福祉局健康安全部担当部長 (保土ヶ谷区福祉保健センター生活衛生課長)	五十嵐 吉光
3	政策局 政策課担当課長	宮嶋 真理子
4	市民局 スポーツ振興課長	守屋 喜代司
5	経済局 ライフイノベーション推進課担当課長	森田 伸一
6	こども青少年局 こども家庭課親子保健担当課長	山本 弘庫
7	こども青少年局 企画調整課長	福嶋 誠也
8	環境創造局 農業振興課長	近藤 元子
9	教育委員会事務局 健康教育課長	植村 一人
10	教育委員会事務局 教育課程推進室長	松原 雅俊
11	医療局 医療政策課長	倉本 裕義
12	健康福祉局 福祉保健課人材育成担当課長	嘉代 佐知子
13	健康福祉局 保険年金課長	畑岸 眞哉
14	健康福祉局 障害企画課長	山田 洋
15	健康福祉局 こころの健康相談センター長	白川 教人
16	健康福祉局 高齢健康福祉課長	武井 和弘
17	健康福祉局 高齢在宅支援課長	賀谷 まゆみ
18	健康福祉局 企画課長	平木 浩司
19	健康福祉局 食品衛生課長	保 英樹

事務局(保健事業課)

局 区	補 職	氏 名
健康福祉局	保健事業課健康づくり担当課長	横森 喜久美
	保健事業課長	石井 淳
	担当部長 (保健事業課事業推進担当課長)	船山 和志
	保健事業課担当課長	栗屋しらべ
	保健事業課 担当係長	栗原 明日香
	保健事業課 担当係長	井上 健正
	係員(保健師)	篠井 明日香
	係員(栄養士)	有田 浩史

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。